平成18年6月9日告示第111号

改正

平成27年3月31日告示第1020号

名寄市まちづくり推進事業助成金交付要綱

名寄市まちづくり推進事業助成金交付要綱 (平成18年告示第15号) の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この告示は、名寄市の活性化を図り、個人又は団体が取り組む地域活性化事業に要する費用の一部を助成するため、名寄市補助金等交付規則(平成18年名寄市規則第54号) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業及び対象経費)

- 第2条 助成の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものであり、その経費は、 開発研究、イベント開催、人材育成等に要する経費とする。
 - (1) 特産品づくりの開発研究に関する事業
 - (2) 市民生活の向上、文化交流及び地域振興に関する事業のうち別表に掲げる事業
 - (3) 観光振興に関するイベント等の催事に関する事業
 - (4) 生涯学習、国際交流、後継者育成等の人材育成に関する事業
 - (5) その他市長が特に認める事業

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、本市に住所を有しているもの、若しくは、本市内の事業所等に勤務するもので、前条の事業に取り組むグループ又は団体とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、第2条に定める対象経費の総額の2分の1以内で、次の経費区分に よる限度の額とする。ただし、特産品づくりの開発研究に対しては最長3年間の継続を限 度とし、2年度及び3年度の助成金の額は、初年度助成金の額のそれぞれ2分の1とし、 毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

経費区分	助成金の限度額	費用の例示
開発研究に要する経費	200,000円	素材や器材を用いて行う試作試験に要する費用
イベント開催に要する 経費		会場設営機材や宣伝広告等に要する費用
人材育成に要する経費	100,000円	先進地等への派遣研修、講師を招へいして行う人 材育成に要する費用

- 2 助成対象経費は、他の補助金、入場料、広告料及びその他これらに類する収入金を控除 した額とする。
- 3 先進地等へ派遣し研修する事業を行う場合の対象経費のうち、交通費及び宿泊費については、名寄市職員等の旅費に関する条例(平成18年条例第52号)に定める金額を基準とする。
- 4 名寄市所有のバス等を使用して、先進地等へ派遣し研修する事業を行う場合は、助成金の一部について別に助成したものとみなし、市長が認める助成対象額の3分の1以内の額をもって助成金の額とする。
- 5 助成の額は千円単位とし、算出した額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる ものとする。

(助成の条件)

- 第5条 助成金の交付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 事業完了後は、成果品、実績報告書及び収支決算書を提出するものとする。ただし、継続する特産品づくりの開発研究は、各年度ごとに提出するものとする。
 - (2) この告示以外の市の補助金の対象となった事業は、適用しないものとする。
 - (3) 第2条第1号に規定する事業を除き、過去にこの告示に基づく助成金の対象となった事業は適用しないものとする。
 - (4) 同一の申請者に対する助成は、同一年度内につき1回とする。

(助成の対象としない事業)

- 第6条 市民等が実施する事業が、次の各号のいずれかに該当する事業等を含むときには、 助成しない。
 - (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動を目的とする事業
 - (3) 特定の会員に限定した事業
 - (4) 個人的な出版及び発表に限られる事業

(交付の申請)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする者は、まちづくり推進事業助成金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、特産品づくりの開発研究の2年度以降は、まちづくり推進事業助成金交付申請書(2・3年度)(別記様式第4号)を提出するものとする。
 - (1) まちづくり推進事業助成金事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) まちづくり推進事業助成金予算書(別記様式第3号)
 - (3) 団体等の規約並びに役員名簿及び会員名簿

(4) その他参考資料

(交付の決定)

第8条 前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当であると認めたときは、事業実施日が前期(4月1日から9月30日)の場合は、まちづくり推進事業前期助成金として、事業実施日が後期(10月1日から翌年3月31日)の場合は、まちづくり推進事業後期助成金として決定する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成18年6月9日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第1020号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

文化交流事業	1 国内交流事業	
	2国際交流事業	
地域振興事業	1農業振興事業	
	2 産業振興事業	
	3スポーツに関する事業	
	4 広域連携事業	

備考 名寄市文化芸術振興助成金交付要綱(平成27年名寄市告示第1015号)第4条に規定 する事業を除く。

別記様式第1号(第7条関係)

別記様式第2号(第7条関係)

別記様式第3号(第7条関係)

別記様式第4号(第7条関係)